

あわてない！ 保険証は

すぐにはなくならない！！

埼玉土建一般労働組合

社会保障対策部

2024年8月1日

12/2からも 今の保険証は使えます

国は人権無視の欠陥だらけのマイナ保険証の普及をねらい、病院や薬局でむりやり「マイナ保険証の利用」を患者に迫らせています。窓口で、聞かれた時は、**「マイナ保険証でなければならない理由はなんですか？」「私は保険証を使います」と意思表示しましょう！！**

◇現在の保険証は有効期限まで普通に使えます

12月2日以降も、現在手元にある健康保険証は、有効期限が切れるまで（土建国保は3月31日まで、市町村国保・後期高齢者は2025年7月31日まで）今まで通り使えます。12月2日以降も、お手元の保険証は絶対に破棄しないでください。

◇マイナ保険証のない人には、申請なしで資格確認書がもらえます

マイナカードを持たない人、マイナ保険証の登録しない人には、保険証の有効期限が切れる際に（土建国保は来年3月末）に資格確認書が申請なしで交付されます。

◇資格確認書は、今までの保険証と同じように使えます。

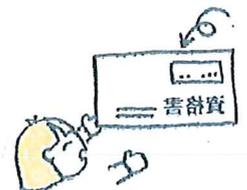
「資格確認書」は、今の保険証と全く同様に使うことができます。窓口でいったん10割を払わされることはありません。

◇だから、あわてて「マイナ保険証」を作らなくても大丈夫

したがって、あわててマイナカードを作ったり、マイナ保険証の登録をしたりする必要はまったくありません。

◇10月末頃からはマイナ保険証の利用登録の解除も可能に

10月末頃から加入する健康保険に申請すれば、マイナ保険証の利用登録の解除が可能です。（土建国保は支部窓口、市町村国保・後期高齢者は市役所・役場）一度利用登録しても、やっぱり「資格確認書」を使いたいという人は、登録解除をすれば「資格確認書」の交付対象になります。申請の詳細は、あらかじめお知らせします。



◇マイナ保険証の押し付け・保険証の廃止反対の運動とともに「あわてなくても大丈夫」の周知を急ぎ広げましょう！

埼玉土建や東京土建、全労連などが加盟するマイナンバー反対連絡会では、情報周知の取り組みを強めます。各支部・分会/班、地域でも、マイナ保険証の押し付け反対の運動を、そして「あわててマイナ保険証を作らなくても大丈夫」の周知を急いで広げていきましょう。



「あわててマイナ保険証を作らなくても大丈夫」を急いで広げよう！